

平成 26 年四万十町議会第 2 回臨時会

町 長 行 政 報 告

本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成 26 年第 2 回町議会臨時会が開催されますこと厚くお礼を申し上げます。

開会にあたりまして、町税等の還付加算金の算定誤りについて、及びコールセンターの設置に係る進捗状況についての 2 点につきまして、ご報告を申し上げます。

■ 町税等の還付加算金の算定誤りについて

このたび、他自治体における還付加算金算定誤りの新聞報道や県からの通知を受け、本町における町税等の還付加算金の事務処理手続きを調査いたしましたところ、町県民税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料において、還付加算金の一部が未払いとなっていることが判明いたしました。

該当される町民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

還付加算金は、地方税法の規定により、該当となる日数の期間の始期と終期が定められており、2 重納付や過去の年度分の所得の変更などにより、町税等が納め過ぎになった場合には、還付加算金を加え、納め過ぎの町税等を還付することになっております。

未払いの原因につきましては、この還付加算金の額を算定するにあたり、該当となる日数の期間の始期について「納付があった日の翌日」とすべきケースを「更生等のあった日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日」と解釈しているケースがあったことから、該当する方について還付加算金の額が本来の額より少ない額となっていたことによるものです。

未払いの状況といたしましては、町県民税で 70 人、国民健康保険税で 11

9人、後期高齢者保険料で15人、介護保険料で12人、保育料で5人となっており、金額につきましては、町県民税で47万4,500円、国民健康保険税で66万8,700円、後期高齢者保険料で2万3,400円、介護保険料で2万400円、保育料で5万800円となっております。

町県民税と国民健康保険税の還付加算金の未払い該当の方につきましては、去る2月3日に、お詫びの文書を添え未払い金の支払通知書を送付させていただき、順次支払いの手続きを行っております。

また、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料の還付加算金の未払い該当の方につきましても、事務処理ができ次第、速やかに対応していきたいと考えております。

今回の還付加算金算定誤りにつきましては、町に対する町民の皆様の信頼を損なうこととなり、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことのないよう、関係法令等と事務処理手続きの確認を徹底するなど、職員の意識改革や事務能力の向上に取り組み、町民の皆様から信頼される町行政の確立に向け取り組んでまいりますことを申し上げ、深くお詫び申し上げます。

■コールセンターの設置に係る進捗状況について

昨年12月の定例会において、報告をさせていただきました雇用確保対策の一環である旧丸山小学校を活用した電話対応業務を専門に行うコールセンター設置に係る進捗状況についてでございますが、この度、高知県のご助力を頂き、先月27日に高知県知事立会いのもと進出企業である株式会社ディオジャパンと四万十町の3者で「地域の雇用」「地域振興への寄与」を含む企業進出協定を締結いたしました。

これにより社員50名の雇用が予定されており、現在、区長会での報告を始め、広報等で周知を図っているところでございます。

3月中旬には正式に社員の募集も開始される予定とのことであり、4月1日からの事業開始に向けては出来るだけ多くの町民の方々の雇用に結びつきます

よう、積極的に取り組んでまいりますので、皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。